高梁市有漢地域の学校再編準備委員会規約

（設置）
第１条　高梁市有漢町内の子どもたちの教育環境の充実を図ることを目的として、高梁市有漢地域の学校再編準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　準備委員会は、次に掲げる事項を協議、検討する。
（１）有漢東小学校と有漢西小学校の統合について
（２）有漢地域の小中一貫校設置について
（３）有漢地域のこども園、小学校及び中学校の連携について
（４）その他目的達成に必要な事項について
（組織）
第３条　準備委員会の委員は、次の各号に掲げる者で組織する。
（１）有漢町地内のまちづくり協議会の代表
（２）有漢町地内の小学校、中学校及びこども園の保護者の代表
（３）有漢町地内の小学校、中学校の校長及びこども園の園長
（４）市及び教育委員会事務局の職員
（５）その他必要と認める者
（役員）
第４条　準備委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（オブザーバー）
第５条　準備委員会にオブザーバーを置くことができる。
２　オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。
（会議）
第６条　準備委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　委員がやむを得ない事情により会議を欠席する場合、当該委員が所属する団体の役員等の中から代理人を定め出席させることができる。
（専門部会の設置）
第７条　準備委員会は、効率的な会議運営を図るため、専門部会を設置することができる。
２　専門部会は、所掌事務に係る調査及び研究を行い、その経過及び結果を準備委員会へ報告するものとする。
（意見聴取）
第８条　準備委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）
第９条　準備委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

附　則
この規約は、令和元年１０月１５日から施行する。

準備委員会委員名簿

所属		氏名	備考
有漢地域まちづくり協議会の代表		植木　哲夫	
		清原　雅和	
保護者の代表	有漢東小学校	森本　康倫	
		岡　　克己	
	有漢西小学校	藤井　祥生	
		大月　新吾	
	有漢中学校	山崎　めぐ美	
		中山　正浩	
	有漢こども園	岡本　健吾	
		米山　一義	
学校、園の代表	有漢東小学校	井元　裕二	
	有漢西小学校	本倉　弘美	
	有漢中学校	武田　浩充	
	有漢こども園	浅沼　園子	
市の職員	有漢地域局	戸田　隆弘	
教育委員会事務局の職員	教育総務課	大福　克志	
	学校教育課	石原　洋重	
その他必要と認める者	学識経験者	山縣　孝之	
		山縣　謙一	
		土井　政宏	

準備委員会オブザーバー

所属		氏名	備考
オブザーバー	市議会議員	倉野　嗣雄	
		平松　賢司	